申立人が第三者に賃貸していた帰還困難区域(富岡町)に所在する土地(宅地)の財物損害について、賃貸借契約の期間や内容等を考慮して、借地権割合を2割とすべきとする東京電力の主張を一部排斥してこれを1割と評価し、固定資産税評価額に、東京電力が直接請求手続において用いている土地係数を乗じた金額から、上記借地権相当額を控除した金額が賠償された事例。

和解契約書(全部)

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)において、申立人X(以下「申立人」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

- 1 財物損害(別紙物件目録記載の土地に係る財物損害)
 - ・・・・・金599万0393円
- 2 上記損害にかかる弁護士費用 ・・・・・・金17万9712円

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目に対する和解金として、金617万0105円の支払義務があることを認める。

第3 支払方法

(省略)

第4 確認条項

申立人及び被申立人は、別紙物件目録記載の不動産について、仮に本和解による賠償がその価額の全部の賠償である場合でも、賠償金の支払にかかわらず、所有権は移転しないことを相互に確認する。

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、 申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。た だし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定める もののほか、当事者間に何らの債権債務がない。
- イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に 対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成30年2月26日

(別紙物件目録省略)